

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例（埼玉県条例第十四号）（健康長寿課）

一 趣旨

現在の指定管理期間の終期である令和七年度末をもって埼玉県県民健康福祉村を廃止し、都市公園法に基づく都市公園に変更することに伴い、埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する。

二 内容

埼玉県県民健康福祉村は、県民の健康の保持及び増進を図ることを目的に設置し、健康づくりに関する学習の機会や運動、休養の場の提供を行ってきた。

健康づくりの推進における県と市町村の役割は変化しており、地域住民の健康づくりに関しては市町村が主体的に取り組んでいる。また、利用実態は地域の住民が公園として利用している。

このような状況を踏まえ、埼玉県県民健康福祉村を廃止し、利用状況に合わせ、都市公園法に基づく都市公園に変更する。

三 施行期日

令和八年四月一日